急速充電設備【第11条の２】

**１　急速充電設備とは**

　　電気自動車等の車載電池に高い圧力で電流を流すことで短い時間で充電することを可能にする設備で、外出先で充電をするため、高速道路のサービスエリア、道の駅、コンビニなどに設置される設備です。

**２　改正内容**

1. 全出力50kwを超える急速充電設備を設置する場合は、すべて急速充電設備としての届出が必要となります。設置する7日前までに消防署へ届出する必要があります。

　　　そのほか、急速充電設備の定義について次のとおり規定します。

　　　ア　急速充電設備の充電対象

　　　　　電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものとすること。

　　　イ　急速充電設備はコネクターを用いて充電する設備であること。

　ウ　分離型の急速充電設備にあっては、充電ポストを含むこと。

1. 充電ポストの取扱いに関する事項

分離型の充電ポストは変圧機能を有していなため出火の危険性が低いことから、設備本体に規定している次の規定を適用しないこととします。

　　　ア　筐体を不燃性の金属材料で造ること。

　　　イ　屋外に設けるものにあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。　(3)　緊急停止装置について

　　　利用者が異常を認めたときに手動で緊急に停止することができる装置をコネクター等の速やかに操作することができる箇所に設けることを規定します。

施　行

　令和６年４月12日